

# 建設キャリアアップシステムの普及・定着について

令和 6年 1月

国土交通省 中部地方整備局

建政部 建設産業課

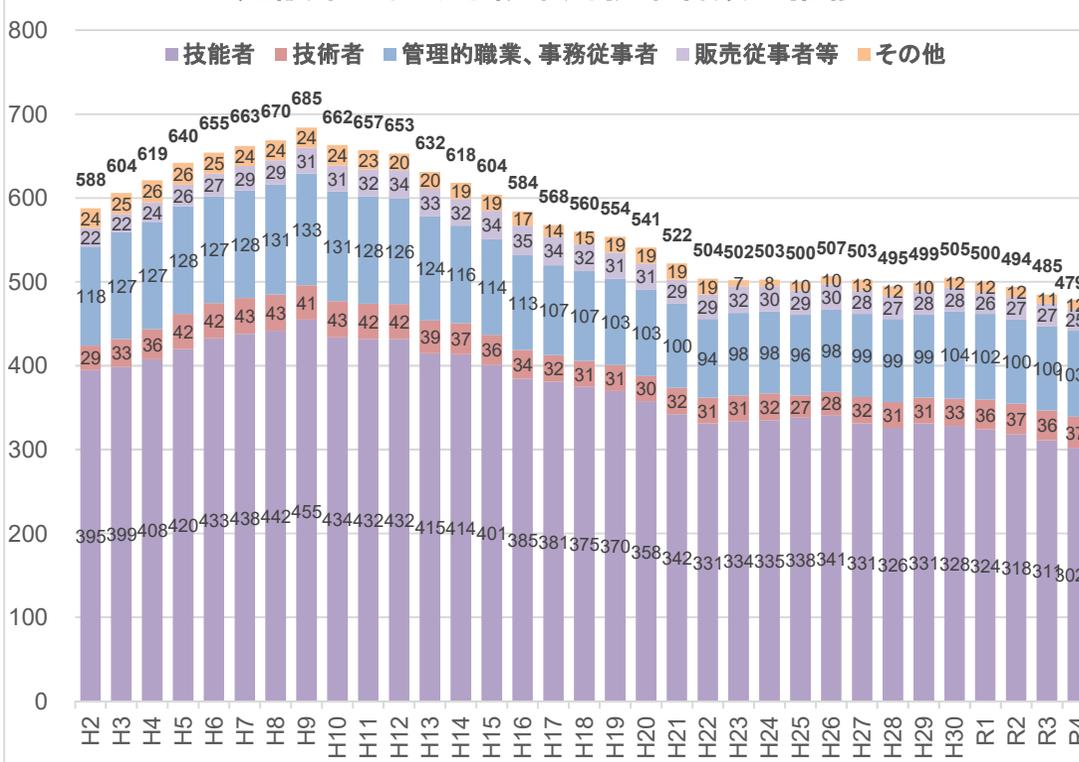
## 技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

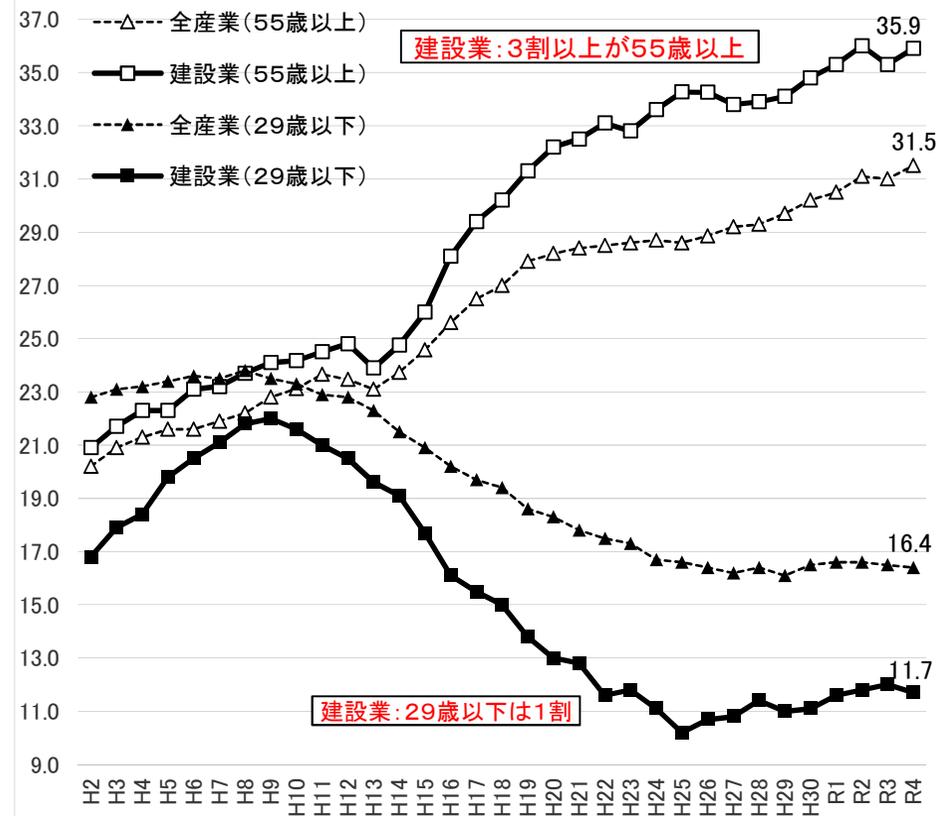
## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

### 建設業における職業別就業者数の推移



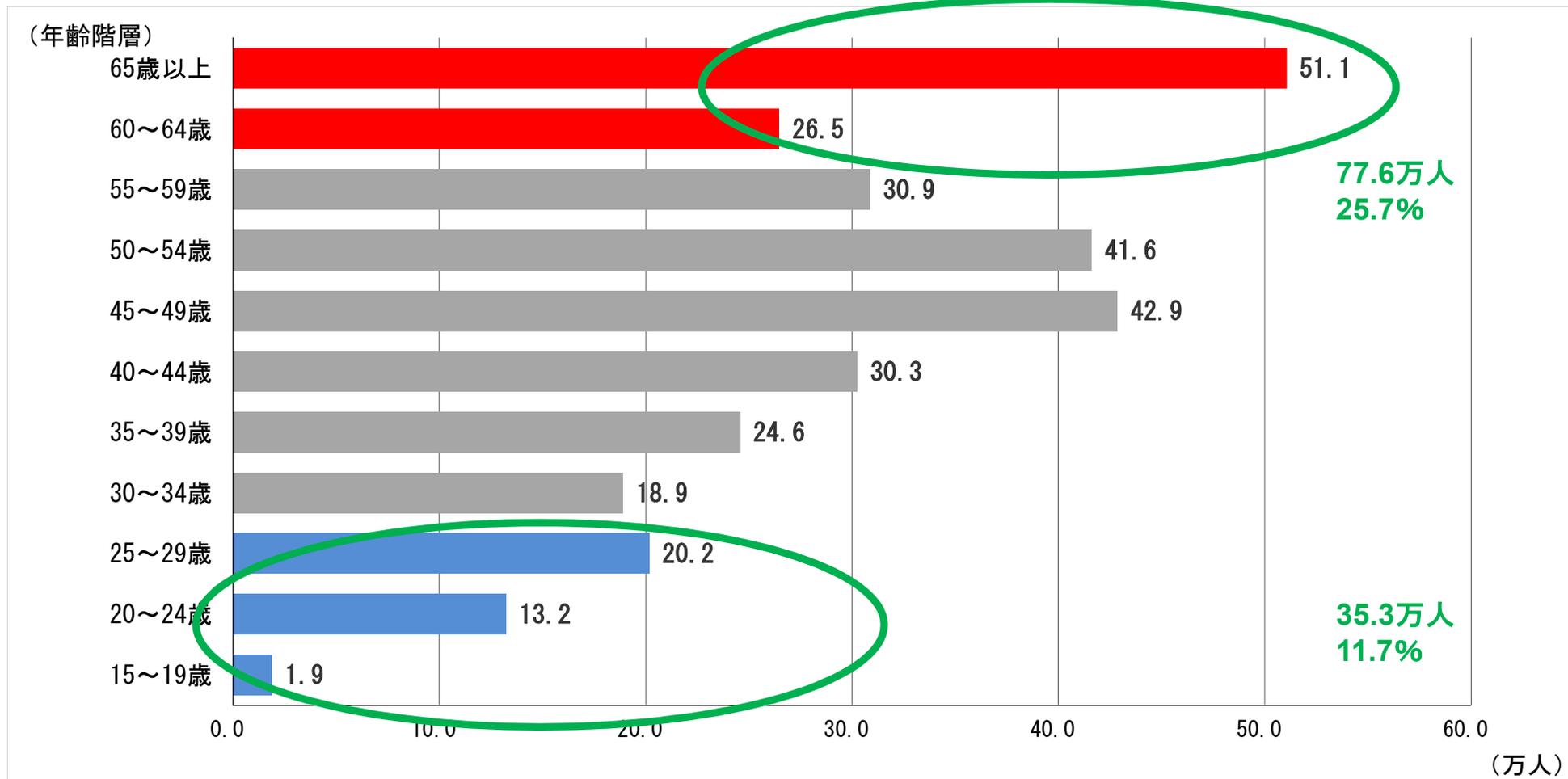
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

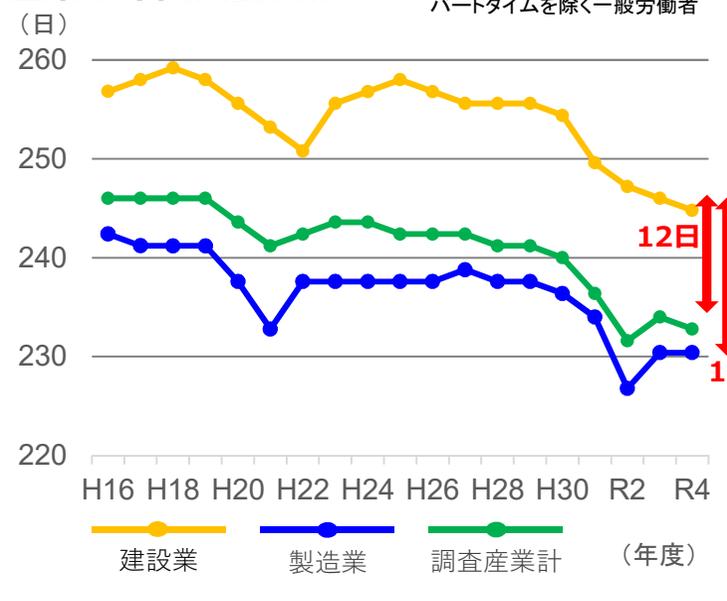
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要

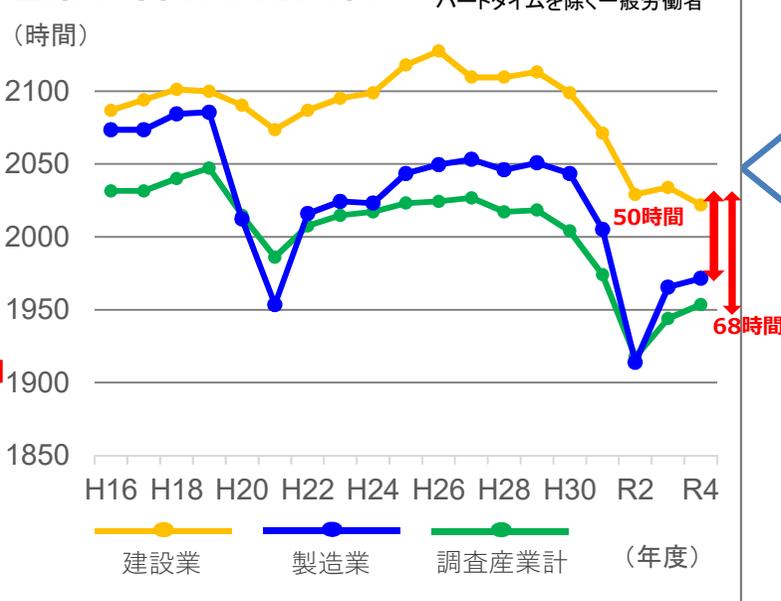


出所:総務省「労働力調査」(令和3年平均)をもとに国土交通省で作成

## 産業別年間出勤日数



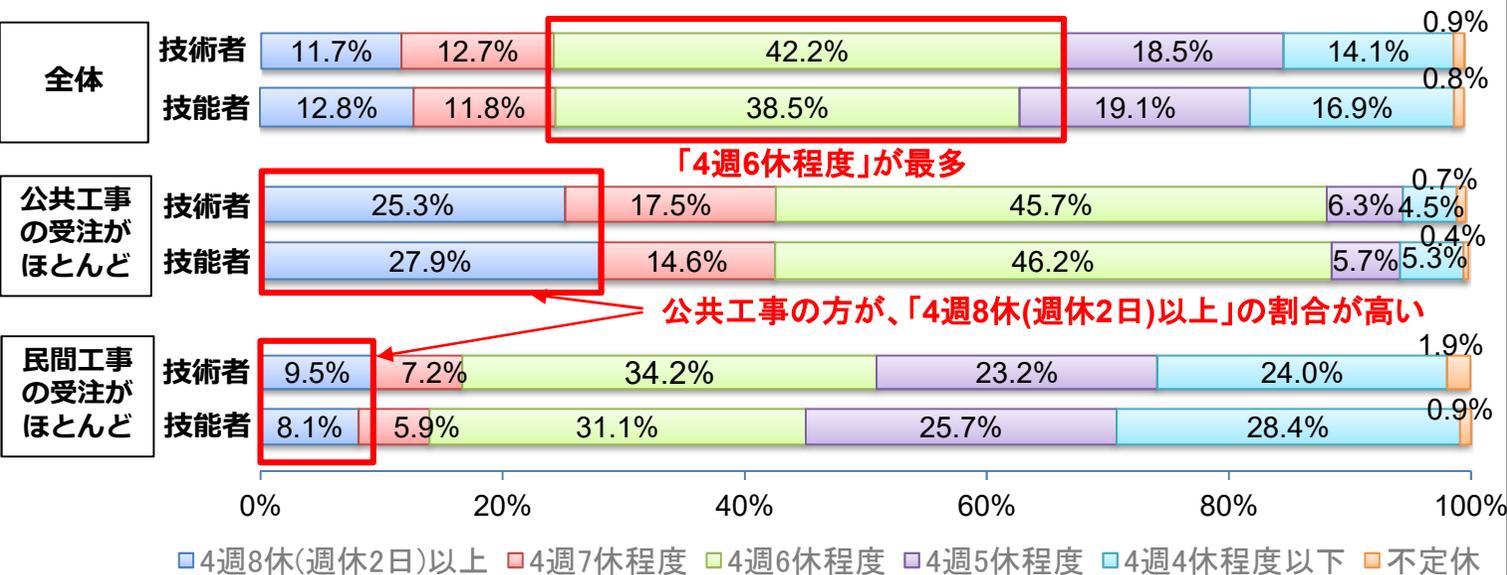
## 産業別年間実労働時間



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

## 建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」  
(令和5年5月31日公表)

## 【1. 建設キャリアアップシステムの普及・建退共制度の適正履行の確保】

### <課題・共通認識>

- 建設業における今後の担い手確保のため、建設キャリアアップシステムの登録及び活用を推進し、技能者の賃金上昇や退職金制度の適正な運用等を通じて、技能者の処遇改善につながる好循環を継続する必要があります。
- また、公共工事における建退共制度の適正履行を図ることは、建設労働者の雇用労働条件の改善はもとより、公共工事発注機関による財源措置の適正処理の観点からも重要であり、現在は従来の証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となっています。
- 建退共制度の就労実績と建設キャリアアップシステムに蓄積される建設労働者の就業履歴情報の相互との連携が図られることによって、建退共制度の適正履行が確保されるとともに、建設労働者のさらなる処遇改善につながることを期待されます。
- そのためには、元請企業において工事現場でカードリーダーを設置する等により、**建設労働者が就業履歴を蓄積できる環境整備を行うことが不可欠**です。各構成員におかれましては、それぞれ以下の取組を実施していただきますようお願いします。

### <建設業者団体>

- 元請企業におかれましては積極的に**建設キャリアアップシステムの環境整備を行っていただく**とともに、工事現場で従事する建設労働者に対しカードリーダーへのタッチ等が適切に行われるよう、日々の朝礼等を通じて工事現場での周知徹底をお願いします。

### <行政関係機関（地方公共団体等の発注者）>

- 地方公共団体におかれましては、建設キャリアアップシステム活用のための必要な条件整備を講じていただくとともに、**建退共制度について受注者に対し引き続き周知徹底**を行い、**管内市町村に対しても制度の適正履行の確保等について積極的な働きかけ**をお願いします。

### <民間発注者団体>

- 建退共の建設キャリアアップシステム完全移行及びそれと連動したあらゆる工事における建設キャリアアップシステム完全実施を目指し、官民一体となって取組を進めています。
- 国土交通省及び建設業界を挙げて、建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとし、**公共工事・民間工事を問わず、その完全活用の実現を目指す取組を加速することとしています**ので、民間発注工事においても、元請事業者及び下請事業者によるCCUSの活用や、工事に従事する技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、**元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについてご配慮**をお願いいたします。
- 現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される**建退共制度については、公共工事・民間工事を問わず適用**されますので、民間工事においても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われることが必要です。
- 建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費**であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解され、**これらの費用を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれ**がありますので、建設工事を発注する際は、建退共制度の適正な履行が図られるようご配慮等をお願いいたします。

## 【2-①. 社会保険加入対策について】

### <課題・共通認識>

- 建設業における社会保険加入対策については、行政関係機関や元請・下請の建設業者団体、発注者団体等を構成員とする建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会から改組）等において、関係者一体となって取組を進めているところです。
- 令和2年10月1日以降、**建設業の許可・更新においては社会保険の加入を許可要件としている**ところですが、令和5年度入契調査において、公共工事を発注する際、**受注者等を社会保険等加入業者に限定する取組**について、市町村においては**元請企業の限定については約3割、下請企業については約5割が対策未実施**の状況です。
- また一方で、社会保険の加入を逃れるために、本来雇用されるべき技能者を社会保険の適用除外である個人事業主（いわゆる一人親方）とする規制逃れの進行が懸念されています。
- 各構成員におかれましては、それぞれ以下の取組を実施していただきますようお願いいたします。  
※【参考】社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン：リンク<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001473651.pdf>

### <行政関係機関（地方公共団体等の発注者）>

- 社会保険への加入は法令上の義務であるため、地方公共団体におかれましては引き続き加入対策を進めていただくとともに、**管内市町村に対しても加入業者に限定する取組を実施するよう、働きかけをお願いします。**
- 元請企業（受注者）に対して、下請締結時に下請企業への確認事項を周知するとともに、一人親方の就労状況を確認する際には「**働き方自己診断チェックリスト**」を活用し、その結果雇用契約が適切と考えられる場合には一人親方に対して雇用契約へ誘導するよう、働きかけをお願いします。

### <建設業者団体>

- 元請企業におかれましては、作業員名簿の社会保険欄を確認し適切な社会保険への加入となっているか、確認してください。
- 社会保険欄の記載が「国民健康保険」「国民年金」等になっている場合は、下請企業に対して「再下請負通知書・請負契約書」の提出を求め、契約内容と保険加入の実態が適切であるか確認してください。
- 下記に当てはまる一人親方に対しては、雇用契約の締結を促してください。
  - ・年齢が10代の技能者
  - ・経験年数が3年未満の技能者
  - ・「働き方自己診断チェックリスト」においてBに多く当てはまる技能者

## 【2-②. 適切な法定福利費の確保について】

### <課題・共通認識>

- 法定福利費とは、法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の各保険料の事業主負担分です。また、これらは**建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれます。**
- これらが請負契約時に着実に確保され、技能労働者の適切な保険加入を進めるためには、**見積もり段階で必要な法定福利費を明示することが重要**です。
- 法定福利費を内訳明示した見積書に関しては、平成25年9月26日の社会保険未加入対策推進協議会において、標準見積書の提出を申し合わせたところですが、これらの見積書提出状況は令和2年以降を境に悪化している状況です。
- 法定福利費の確保・適切な支払いについては、建設業に担い手を育成・確保していく上で不可欠なものです。そのため各構成員におかれましてはそれぞれ以下の取組をお願いします。

### <建設業者団体>

- 元請企業におかれましては、下請企業に対して見積依頼時に見積書に**法定福利費の内訳を明示するよう依頼し、請負代金に反映させること、**下請企業におかれましては、**元請企業へ提出する見積書に法定福利費を明示し、技能労働者に対して必要な保険に加入させる**ことを徹底していただきますようお願いいたします。

### <行政関係機関（地方公共団体等の発注者）>

- 発注者においては、発注時の積算（予定価格）に法定福利費をしっかりと計上しつつ、元請企業（受注者）に対しては発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示させることを徹底し、明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額との比較により、必要に応じて算出根拠を提出させるなど、適切に請負契約に計上されているか確認をお願いします。

### <民間発注者団体>

- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（令和4年8月）においても、**発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとされています。**発注する工事の建設作業を担う労働者に係る**法定福利費を含む適正な積算に基づき予定価格を設定し、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注**を行って頂くことにつき、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

## 元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

### 公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、42道府県が企業評価を導入  
政令指定都市は19市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(昨年1月)、現場利用をさらに促進

### 技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

## 労務費や処遇改善への展開

### 公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用  
(公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年12月から供用開始

### 技能レベルを反映した手当で支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開(現在、50社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

- 能力評価等を独自の手当にて反映する取組を、50社超の元請が実施・検討。優良事例について水平展開を継続。
- 技能者への手当は、下請企業から支払われるもの、元請企業から直接支払われるものいずれも労務単価に反映。

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(うち特に模範となる方:3,000円/日)。
富士ピー・エス	FPSマイスター制度(協会等対象)にCCUSレベルを反映。銀:1万円/月、金:1.5万円/月(うちPC工事基幹技能者他要件充足:2万円/月)。
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円/日。R5.6より推薦要件化も検討。
奥村組	現場・エリアマイスターはカード保有者、スーパーマイスターは銀以上を条件に。手当額:現場1,000円、エリア2,000円、スーパー3,000円/日。
新谷建設	CCUSの金カード保有者に対し、手当日額200円を支給。カード色別手当の導入についても検討中。
青木あすなろ建設	R3.4より、マイスター制度においてCCUS登録を条件化し、報奨金2,000円/日を支給。今後能力種別による金額の差をつけることを検討する予定。
鴻池組	職長マスターの手当2,000円/日。金カード保有の職長マスターに対して、手当の増額を検討。
東急建設	CCUSを東急建設マイスター制度の認定要件に(認定一時金10万円、手当2,000円/日)。現時点では手当一律、レベル別手当は検討中。
東洋建設	CCUSランク、自社現場従事期間、保有資格を基準とした優良職長制度(3ランクを設定)の導入を検討中。
ヤマウラ	CCUSカード色別の昇給要件の導入を検討。
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担。
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に。
清水建設	CCUSの金カード保有を優良技能者手当支給の要件に。CCUS登録技能者の民間工事を含めた建退共掛金を全額負担。
竹中工務店	CCUSカードの保有を優良技能者の条件に。民間工事においてCCUS登録を条件として建退共掛金を全額負担。
三井住友建設	コンストラクション・マイスター制度の認定条件にCCUS登録を追加。CCUS登録技能者について、民間工事含め建退共掛金の全額負担を予定。
矢作建設工業	民間の鉄道軌道工事に従事する協力会社を対象に、CCUS登録技能者については、建退共掛金の全額負担を予定。

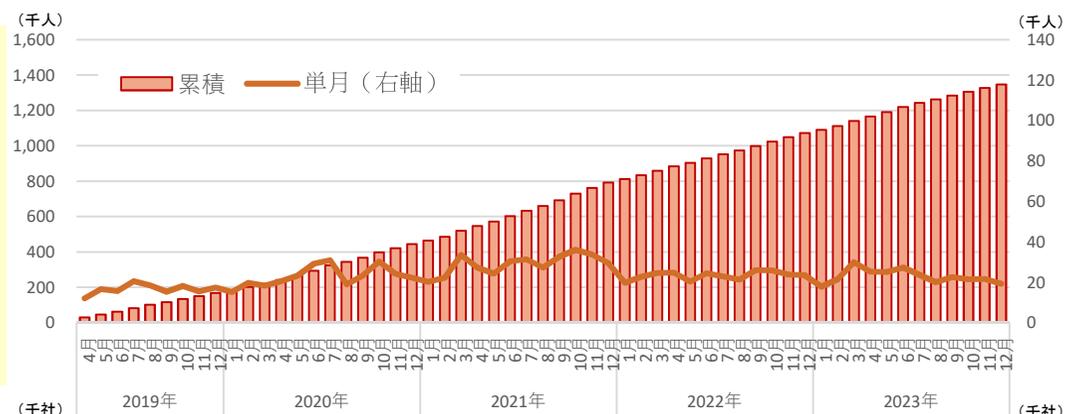
【各社優良職長制度における要件化】:浅沼組、大林組、大林道路、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛島建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷エコーポレーション、フジタ、馬淵建設 等

【活用検討中】:安藤ハザマ、大林道路、オリエンタル白石、川田工業、公成建設、ショーボンド建設、大成ロテック、大豊建設、東鉄工業、南海辰村建設、NIPPO、ピーエス三菱、福田組、藤木工務店、不二建設、不動テトラ、前田建設工業、増岡組、松井建設、松尾工務店、宮坂建設工業、宮地エンジニアリング、森本組、守谷商会、山田組、りんかい日産建設 等

## 技能者の登録数

**134.6万人が登録**

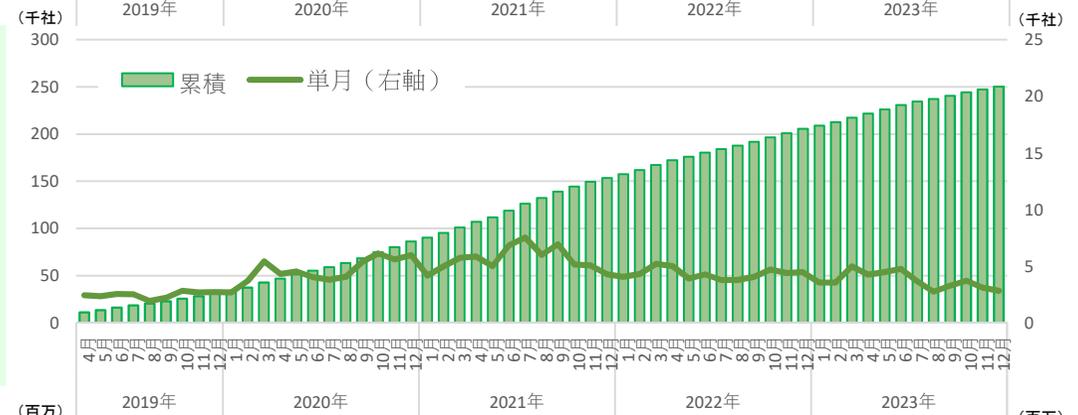
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



## 事業者の登録数

**25万社が登録**

※うち一人親方は8.2万社

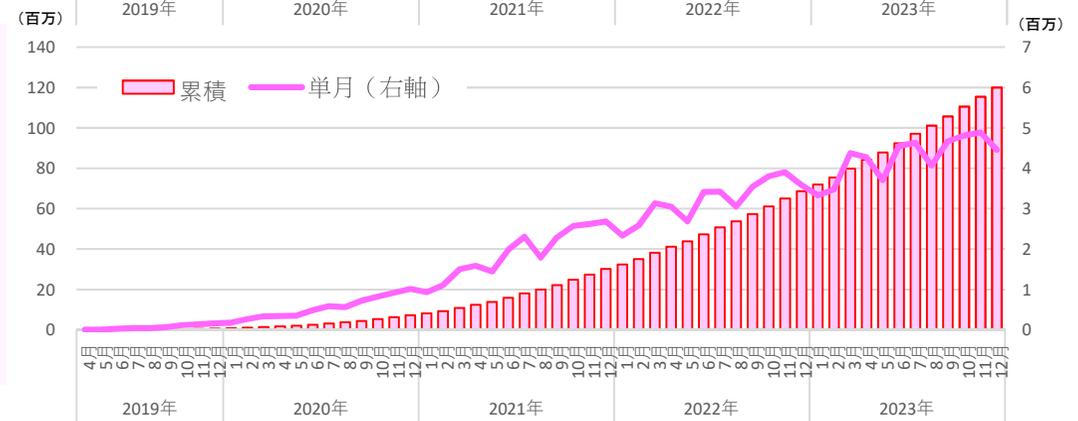


## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

累積就業履歴数 10,000万突破

※12月は460万履歴を蓄積  
(前月からの減少は年末年始要因)



出所:建設業振興基金データより国土交通省

# 都道府県別のCCUS登録状況(2023年12月末)

## 技能者（現住所）

No	都道府県	技能者登録数
1	北海道	69,970
2	青森県	18,483
3	岩手県	17,331
4	宮城県	40,256
5	秋田県	9,316
6	山形県	10,503
7	福島県	32,497
8	茨城県	27,741
9	栃木県	17,303
10	群馬県	17,124
11	埼玉県	90,763
12	千葉県	75,879
13	東京都	131,079
14	神奈川県	97,374
15	新潟県	22,100
16	富山県	11,084
17	石川県	13,663
18	福井県	9,443
19	山梨県	7,845
20	長野県	17,988
21	岐阜県	22,812
22	静岡県	32,320
23	愛知県	83,603
24	三重県	18,448
25	滋賀県	8,590

No	都道府県	技能者登録数
26	京都府	19,639
27	大阪府	96,396
28	兵庫県	41,901
29	奈良県	7,829
30	和歌山県	5,374
31	鳥取県	5,318
32	島根県	7,978
33	岡山県	19,507
34	広島県	35,167
35	山口県	14,592
36	徳島県	7,619
37	香川県	12,328
38	愛媛県	12,903
39	高知県	6,598
40	福岡県	54,317
41	佐賀県	8,850
42	長崎県	11,673
43	熊本県	16,269
44	大分県	9,084
45	宮崎県	11,669
46	鹿児島県	17,943
47	沖縄県	20,171
<b>全国計</b>		<b>1,346,640</b>

## 事業者（所在地）

No	都道府県	事業者登録数	
			(一人親方除く)
1	北海道	10,075	7,644
2	青森県	1,838	1,491
3	岩手県	1,823	1,360
4	宮城県	5,395	4,090
5	秋田県	1,192	991
6	山形県	1,441	1,075
7	福島県	3,555	3,003
8	茨城県	4,946	3,570
9	栃木県	3,439	2,397
10	群馬県	3,379	2,385
11	埼玉県	16,801	10,188
12	千葉県	12,228	8,068
13	東京都	29,224	18,765
14	神奈川県	19,109	12,014
15	新潟県	2,762	2,279
16	富山県	1,843	1,396
17	石川県	2,731	1,672
18	福井県	1,595	1,190
19	山梨県	1,364	1,003
20	長野県	3,221	2,322
21	岐阜県	4,382	2,907
22	静岡県	6,839	4,536
23	愛知県	18,144	11,150
24	三重県	3,987	2,633
25	滋賀県	1,698	1,122

No	都道府県	事業者登録数	
			(一人親方除く)
26	京都府	4,659	2,944
27	大阪府	21,500	13,100
28	兵庫県	9,093	5,825
29	奈良県	1,432	955
30	和歌山県	1,000	741
31	鳥取県	797	624
32	島根県	985	780
33	岡山県	3,924	2,753
34	広島県	7,730	4,852
35	山口県	2,949	2,085
36	徳島県	1,375	954
37	香川県	2,099	1,463
38	愛媛県	2,341	1,658
39	高知県	1,016	684
40	福岡県	11,115	7,427
41	佐賀県	1,296	944
42	長崎県	2,339	1,673
43	熊本県	2,605	1,989
44	大分県	1,396	1,139
45	宮崎県	1,721	1,427
46	鹿児島県	2,569	1,930
47	沖縄県	3,321	2,477
<b>全国計</b>		<b>250,273</b>	167,675

出典：建設業振興基金（2023年12月末 技能者・事業者登録状況（都道府県別））

# 職種別技能者のCCUS登録状況(2023年12月末)

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
01 特殊作業員	67,541
02 普通作業員	162,908
03 軽作業員	5,107
04 造園工	10,962
05 法面工	6,974
06 とび工	123,857
07 石工	3,292
08 ブロック工	1,482
09 電工	116,518
10 鉄筋工	45,178
11 鉄骨工	14,210
12 塗装工	29,542
13 溶接工	15,380
14 運転手(特殊)	54,338
15 運転手(一般)	16,461
16 潜かん工	406
17 潜かん工世話役	59
18 さく岩工	86
19 トンネル特殊工	3,238
20 トンネル作業員	4,671
21 トンネル世話役	743
22 橋りょう特殊工	3,770
23 橋りょう塗装工	1,210
24 橋りょう世話役	1,823
25 土木一般世話役	25,498
26 高級船員	1,508
27 普通船員	2,315

※赤字は上位10職種

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
28 潜水士	2,045
29 潜水連絡員	125
30 潜水送気員	423
31 山林砂防工	40
32 軌道工	3,784
33 型わく工	59,999
34 大工	19,003
35 左官	22,261
36 配管工	70,675
37 はつり工	6,798
38 防水工	27,337
39 板金工	19,243
40 タイル工	5,483
41 サッシ工	4,930
42 屋根ふき工	2,153
43 内装工	63,381
44 ガラス工	5,383
45 建具工	12,358
46 ダクト工	13,427
47 保温工	14,246
48 建築ブロック工	5,401
49 設備機械工	20,935
50 交通誘導警備員A	1,210
51 交通誘導警備員B	2,183
52~ その他計	244,740
<b>技能者総数</b>	<b>1,346,640</b>

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
土木従事者	356,920
電気工事従事者	265,200
配管従事者	120,990
大工	101,850
とび職	78,900
画工、塗装・看板制作従事者	59,630
建設・さく井機械運転従事者	58,980
自動車運転従事者	30,220
型枠大工	28,300
左官	25,370
鉄筋作業従事者	19,720
機械組立従事者	14,890
クレーン・ウインチ運転従事者	13,370
運搬従事者	12,060
清掃従事者	11,850
植木職、造園師	11,090
鉄道線路工事従事者	9,950
ブロック積・タイル張従事者	9,880
屋根ふき従事者	6,820
その他の定置・建設機械運転従事者	6,460
警備員	1,420
豊職	240

\*建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金(2023年12月末技能者登録数)

令和2(2020)年度国勢調査より

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

## 国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

【土木工事】(R4年度実績・予定(R5.2末現在)、青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事(義務化: **76件**、WTO対象工事)(活用推奨: **94件**、Bランク以上)

- 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある45都道府県において、**直轄Cランク工事でのモデル工事を試行**(活用推奨: **214件**、Cランク工事)

- 農水省もR5.1以降入札公告分から試行

【営繕工事】(R4年度契約)

- CCUS活用推奨モデル営繕工事(全国で**42件**)

【港湾・空港工事】(R4年度契約)

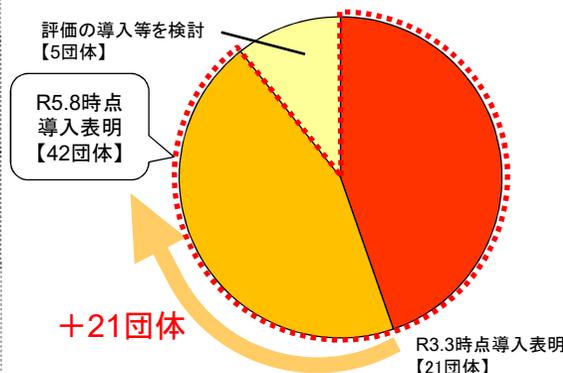
- CCUS活用モデル工事(全国で**119件**)

## 地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

- **42道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての都道府県も検討を表明**

【都道府県の導入・検討状況】



※ 市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施

(令和5年8月21日現在 国土交通省調べ)

## 独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度:20件で適用)
- 水資源機構においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施。その他本社契約の土木一式工事は推奨モデル工事として原則実施
- R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始。また阪神高速道路において活用推奨モデル工事を実施(R3年度:38件)。
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化及び推奨モデル工事を実施
- 国立大学法人でも実績(京教大等)

# 都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**45都道府県**で実施予定。
  - 都道府県発注工事は、**42道府県**が**企業評価の導入等を表明**し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
- ※モデル工事の工事成績評定での加点(23道府県)、総合評価における加点(21府県)、入札参加資格における加点(15県)、カードリーダー等費用補助(17道県)

## 都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	●◎
岩手県	●	●★	大阪府	●	◎
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎○
秋田県	●	◎○	奈良県	●	◎
山形県		△	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎	鳥取県	●	◎★
茨城県	●	●	島根県		●◎★
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎
埼玉県	●	●○★	山口県	●	●
千葉県	●	△	徳島県	●	○
東京都	●	△	香川県	●	◎★
神奈川県	●	◎★	愛媛県	●	●★
新潟県	●	○	高知県	●	○
富山県	●	△	福岡県	●	○★
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	●○	長崎県	●	◎
山梨県		◎	熊本県	●	●★
長野県	●	◎○	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	◎●	沖縄県	●	●
三重県	●	●★			

(令和5年11月1日現在)

- ＜直轄Cランク工事＞
- 都道府県建設業協会が賛同協会において検討中
  - ※カードリーダー等の費用は発注者が負担
  - ※北海道は0.5億～2.5億円
  - ※赤枠は令和5年4月以降に表明されたもの
- ＜都道府県工事での評価等＞
- モデル工事等工事成績評定での加点
  - ◎ 総合評価における加点
  - 入札参加資格での加点
  - ★ カードリーダー等費用補助
  - △ 検討中
  - ※赤文字は令和5年4月以降に導入を表明されたもの

**【群馬県】モデル工事を実施**  
元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

**【長野県】総合評価等において加点**  
R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

**【山梨県】総合評価において加点**  
県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

**【滋賀県】総合評価において加点**  
総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)  
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

**【岡山県】全工事の成績評定において加点**  
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

**【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点**  
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

**【福島県】総合評価において加点**  
R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

**【静岡県】総合評価等において加点**  
総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

**【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施**  
R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

**市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況**

- モデル工事等工事成績評定での加点: さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市、北九州市など
- ◎ 総合評価における加点: 仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
- 入札参加資格での加点: 川崎市、千葉市、相模原市、郡山市など

# 都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**45都道府県**で実施予定
- 都道府県発注工事：**42団体**が**企業評価の導入等を表明**
- 指定都市発注工事：**19団体**で**企業評価の導入等を表明**

### 都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における				都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助			工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道	●	●			●	滋賀県	●		●		
青森県						京都府	●	●	●		
岩手県	●	●			●	大阪府	●		●		
宮城県	●	●	●		●	兵庫県	●		●	●	
秋田県	●		●	●		奈良県	●		●		
山形県						和歌山県	●			●	
福島県	●	●	●			鳥取県	●		●		●
茨城県	●	●				島根県	●	●	●		●
栃木県	●	●	●			岡山県	●	●			
群馬県	●	●	●	●	●	広島県	●	●	●		
埼玉県	●	●		●	●	山口県	●	●			
千葉県	●					徳島県	●			●	
東京都	●					香川県	●		●		●
神奈川県	●		●		●	愛媛県	●	●			●
新潟県	●			●		高知県	●			●	
富山県	●					福岡県	●			●	●
石川県	●			●		佐賀県	●				●
福井県	●	●		●		長崎県	●		●		
山梨県	●		●			熊本県	●	●			●
長野県	●		●	●		大分県	●				●
岐阜県	●	●			●	宮崎県	●	●	●	●	●
静岡県	●	●	●		●	鹿児島県	●	●	●		
愛知県	●	●		●		沖縄県	●	●			
三重県	●	●			●						

### 指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

指定都市名	工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市	●			
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市	●		●	
相模原市			●	
新潟市				
静岡市	●			
浜松市		●		
名古屋市	●			
京都市		●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市		●		
福岡市	●			
熊本市		●		

(令和5年12月13日 現在)

#### <直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※北海道は0.5億～2.5億円

国土交通省調べ 等

#### <都道府県・指定都市工事での企業評価等>

- 導入済
- 導入予定

令和5年4月以降実施・同意

# 市区町村発注工事におけるCCUS活用の促進

- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（令和4年5月20日付閣議決定）を受け、**市区町村等の地方公共団体に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付）を発出し、CCUS活用のための必要な条件整備を要請。**
- 今後、都道府県公契連などを通じて取組を加速化。

## モデル工事实施



福島県 郡山市  
(中核市、人口:32.8万人)

- 設計価格5千万円超の工事において、原則活用推奨モデル工事を実施。
- 実施基準は①元請事業者のCCUS登録、②1名以上の技能者登録、③当該現場の登録、④当該現場での30日以上の上の就業履歴情報登録。
- 実施基準を満たした場合、工事成績評定で2点加点。義務化モデル工事においてのみ、未達の場合は1点減点。

他導入市区町村:

栃木県足利市(人口:14.5万人)  
宮城県女川町(人口:0.6万人)  
熊本県高森町(人口:0.6万人) 計4自治体

## 経費補助

福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)

## 総合評価加点



青森県 八戸市  
(中核市、人口:22.3万人)

- 企業の地域貢献・社会性等区分において、CCUS登録があれば1点加点。

他導入市区町村:

東京都世田谷区(人口:94.4万人)  
東京都大田区(人口:74.8万人)  
大阪府豊中市(中核市、人口:40.2万人)  
福島県いわき市(中核市、人口:33.3万人)  
福島県福島市(中核市、人口:28.2万人)  
**三重県津市(人口:27.4万人)**  
**愛知県豊川市(人口:18.5万人)**  
**静岡県焼津市(人口:13.7万人)**  
**静岡県島田市(人口:9.5万人)**  
**静岡県袋井市(人口:8.7万人)**  
**静岡県伊東市(人口:6.5万人)** 等24市  
**静岡県清水町(人口:3.1万人)**  
**静岡県河津町(人口:0.6万人)** 等9町  
宮城県大衡村(人口:0.6万人)  
福島県川内村(人口:0.2万人) 計41自治体

## 入札参加資格



長野県 上田市  
(人口:15.4万人)

- 事業者登録を行っている企業について、経営意欲項目の主観点を5点加点。

他導入市区町村:

福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)  
宮崎県日向市(人口:5.9万人)  
長野県須坂市(人口:4.9万人)  
長野県諏訪市(人口:4.8万人)  
鹿児島県日置市(人口:4.7万人)  
広島県府中市(人口:3.8万人)  
島根県安来市(人口:3.7万人) 等10市  
和歌山県かつらぎ町(人口:1.6万人)  
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)  
福島県塙町(人口:0.8万人)  
山形県三川町(人口:0.8万人)  
山形県大石田町(人口:0.7万人)  
奈良県吉野町(人口:0.6万人) 等10町  
福島県川内村(人口:0.2万人) 計23自治体

# 【発注者向け】チラシ(処遇改善・価格転嫁)

## 民間建設工事の発注者のみなさま

## 建設技能者の処遇改善にご協力ください

### 建設キャリアアップシステム (CCUS)

- ◆ CCUSは、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組みで、業界団体と国が連携して普及を推進しています。
- ◆ これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が成長する建設業を目指しています。

#### <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：(一財)建設業協同組合



### 【参考】建設業を取り巻く現状



- 工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠です。
- 民間工事においても、建設企業によるCCUSの活用や、技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、元請企業による現場登録やカードリーダーの設置などについてご配慮をお願いいたします。

- ◆ 「注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となっている場合には、建設業法に違反するおそれ」があります。
- 原材料費等の高騰下において建設企業が賃上げするには、サプライチェーン全体で適切に価格転嫁していくことが重要です。

**適切な価格転嫁とは？**

最新の原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定に加え、スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施が求められます。

**【参考】スライド条項(民間建設工事標準請負契約約款)**

○民間建設工事標準請負契約約款(甲)〈抜粋〉  
(請負代金額の変更)

第三十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

五(略) 経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

六(略) 物価、賃金等の変動によって、(略) 請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

**発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン**

上記ガイドラインは、受発注者間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるか等を明示しています。

【建設業法違反となるおそれがある行為事例】  
当初契約で定めた工期を延長したことにより工事費用が増加したが、受注者からの協議に応じず、書面による契約変更を行わなかった場合

**優越的地位の濫用(独占禁止法Q&A)**

以下の行為は、「優越的地位の濫用」の要件に該当するおそれがあります。

○原材料価格等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

➢ 発注者が積極的に協議の場を設けることが適切。  
また、受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その理由を形に残る方法で伝えることが適切。

**事業者名の公表(価格転嫁円滑化に関する調査)**

相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合には、公正取引委員会からその事業者名が公表されることがあります。

**建設業フォローアップ相談ダイヤル**

0570-004976

受発注者間や元下間での価格転嫁に関する相談を受け付けています。

中部地方整備局建設部建設産業課 052-953-8572 【R6.1】